

写

福総文発第二千二百三十七号

平成三年十月三十一日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

平成二年度事務報告書の正誤について

このことについて、別表のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

別表

平成2年度事務報告書正誤表

ページ	訂正箇所	誤	正
70 73	年月日の欄中	3. 12. 5	2. 12. 5
73 74	"	3. 12. 6	2. 12. 6
74	"	3. 12. 7	2. 12. 7

(写)

福総文発第二千三百六十五号

平成三年十一月八日

福生市長 石川 彌八郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

平成二年度事務報告書の正誤について

このことについて、別表のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

平成2年度事務報告書正誤表

ページ	訂正箇所	誤	正
59	行政視察の項の表 委員会の表	こども宇宙館	子供宇宙館
"	"	放置自転車	交通安全
"	"	都市交通体系の整備事業について	。童謡の流れる橋について 。ふるさとモデル事業について 。総合都市交通体系整備事業について
220	表内 主な研修内容の欄 中	みどり彫刻のフロムナード・童謡の 流れる橋・ふるさと交通体系整備事業・ 福祉対策（総合福祉センター含む。） 交通安全対策（放置自転車対策） 外国人講師を交えて英語教育 子供宇宙館 自衛隊基地に対する行政の対策と防衛 補助事業等	みどり彫刻のフロムナードについて ・童謡の流れる橋について・総合都市交 通体系整備事業について 福祉対策について・交通安全対策につ いて 子供宇宙館について・中学生の外国人 講師を交えての英語教育について・中 学学校 自衛隊基地に対する行政の対策と防衛 補助事業等について

福議発第二百二十五号

平成三年十一月二十六日

福生市議会議長

赤星行人

殿

議案説明員の出席要求について

平成三年第四回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 十二月 四 日（水） 午前十時
二場 所 福生市議会議場

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告します。

写

専決第三号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成三年十月四日

福生市長 石 川 彌八郎 印

損害賠償額の決定について

福生市は、水道配水管の破損に係る漏水事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金三十一万六千四百十六円

二 損害賠償の相手方 東京都福生市大字福生二二二一番地一二

山 田 和 良

三 事故の概要

平成三年九月十八日午後四時頃、福生市大字福生二二二一番地一二で印刷業を営む相手方の宅地内に埋設されている配水管が破損したため、これに伴う漏水が倉庫内に浸水し、印刷物等に損害を与えた。

平成 3 年 度

第 2 回

福生市長 石川 善太郎

福生市議会議員

赤星 行人

財政援助団体監査報告書

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

福生市監査委員

月	日	曜	期	内
12	4	水	本会議	
	5	木	〃	一般質問、議案審議
	6	金	〃	
	7	土	休	
	8	日	〃	
	9	月	〃	建設委員会
	10	火	〃	厚生委員会
	11	水	〃	総務委員会
	12	木	〃	
	13	金	〃	
	14	土	〃	
	15	日	〃	
	16	月	〃	
	17	火	〃	議会運営委員会
	18	水	〃	
	19	木	〃	
	20	金	本会議	議案審議

写

福監発第 32 号
平成30年11月15日

福生市長 石川 彌八郎

福生市議会議員 殿

赤星 行人

福生市監査委員 持田 力 ㊟
同 林 田 武 ㊟

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

(2) 会計処理は適正に行われているか
監査の結果
援助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に行われているものと認められた。
監査対象団体別の監査結果は、次のとおりである。

平成3年度
第2回
要綱

福生市議会
議員
人 員

田 村 員 委 査 監 市 主 席
田 村 員 委 査 監 市 主 席

ア、この果樹の生産者団体は、

この果樹の生産者団体は、
この果樹の生産者団体は、
この果樹の生産者団体は、

平成3年度
第2回
要綱

財政援助団体監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

- (1) 社団法人 福生市シルバー人材センター
- (2) 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

2 監査の範囲

平成2年度に交付された補助金に係わる出納その他の事務

3 監査の実施期間

平成3年9月5日から平成3年10月18日まで

4 監査の方針

監査にあたっては、補助金に係わる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかについて、次の事項に留意し実施した。

- (1) 補助金の交付手続き及び交付時期は適正か
- (2) 補助事業は補助の目的に沿って適切に執行され、所期の成果を上げているか
- (3) 会計経理は適正に行われているか

II 監査の結果

補助金に係わる出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

監査対象団体別の監査結果は、次のとおりである。

1 概 要

(1) 目的

社団法人福生市シルバー人材センターは、働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験、希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業

ア 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供

イ 高齢者の就業に関する調査研究

ウ 高齢者の就業に関する相談

エ 補助的、短期的な就業を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業保障又は収入保障のための事業は除く。）

オ 高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等の実施

カ 前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 設立

昭和54年11月21日（法人化昭和55年12月1日）

(4) 組織

会長（1名） 副会長（1名） 常務理事（1名） 理事（20名）

監事（2名）

事務局（5名 臨時職員1名）

事務局長は常務理事兼務

(5) 会員数（平成3年3月31日現在）

569名（内訳 男362名 女207名）

2 監査の結果

(1) 事業実績

福生市シルバー人材センターには、総額29,172,402円の運営費補助

金が市から交付されている。その負担内訳は、国が13,400,000円、都が7,717,201円、市が8,055,201円となっている。補助対象経費の人件費は21,121,458円で100%の補助率となっており、管理運営費は8,050,944円で72%補助率となっている。

事業の執行状況は、別表2のとおりであり、事業実績については、受託事業件数は2,254件で前年度より4.3%伸びており、契約金額は216,884,853円で前年度より6.9%伸びている。事業は補助目的に沿って、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 会計経理事務について

収入支出帳簿、証拠書類等を試査したところ、契約書の一部に契約日付のないものが見受けられたので、今後十分注意されたい。また、事業用領収書には、一連番号を付し、間違いのない資金管理をされるよう要望する。

(3) 配分金に対する事務費の取り扱いについては、今後より適切な方法を検討されるよう要望する。